

「事業評価書 道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)により新設された規制」の要旨

評価期間:平成19年9月から平成24年12月までの間

評価の対象とした政策

- ・ 免許証提示義務の拡大
車両等の運転者が道路交通法の規定等に違反した場合や交通事故を起こした場合であって、当該運転者に継続して運転させることができるかどうかを確認する必要があるときにおいても、警察官は免許証の提示を求められることができることとするとともに、提示を求められた運転者に免許証提示義務を課すこととされた。

評価の観点

有効性及び効率性の観点から評価する。

効果の把握の手法及びその結果

- ・ 免許提示義務違反の検挙件数

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
検挙件数	51	152	139	107	117	139

- ・ 無免許運転の検挙件数

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
検挙件数	59,294	56,304	48,607	40,087	36,817	33,832	31,603	28,569

- ・ 無免許運転に係る交通事故件数

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
交通事故件数	4,714	4,277	3,595	3,106	2,867	2,675	2,592	2,414

本規制にあっては、平成19年9月19日から施行。

評価の結果

【有効性】

本規制に係る免許証提示義務違反による検挙活動が行われている中で、無免許運転による検挙件数及び交通事故件数が本規制を講じた平成19年以降も減少傾向にあることを踏まえると、本規制が無免許運転を行うなど運転を継続させることが危険であると認められる者を道路交通の場から一定程度排除する効果を上げていると考えられることから、本規制について、その有効性は認められる。

【効率性】

この規制により、車両等の運転者には免許証の提示という負担が生じるが、従来から、車両等の運転者は、自動車等の運転時には免許証の携帯義務があったことを踏まえれば、当該負担は軽微なものと考えられる。他方、この規制により、違反行為を現認等した警察官が自動車等の運転者に対して免許証の提示を拒否されたような事案において、警察官による運転資格に係る効率的な確認が可能となり、道路における交通の危険を防止するために必要な措置を講ずることができるようになった。したがって、本規制については、得られる効果が生じる負担を上回っていると考えられることから、その効率性が認められる。